

平成23・24年度東御市入札等参加資格審査申請要領

(建設工事)

平成23・24年度において、東御市が発注する建設工事の入札等参加資格を希望される方は、下記のとおり提出してください。

記

- 1 受付期間 平成22年12月10日から平成23年1月31日まで
(ただし、土、日及び祝日並びに平成22年12月29日から平成23年1月3日を除く。)
※郵送の場合は、平成23年1月31日の消印有効とします。
- 2 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)
- 3 提出先 東御市総務部総務課財政係(担当:関、小山)
〒389-0592 長野県東御市県281番地2
電話 0268(62)1111(内線1122・1123)
FAX 0268(63)5431
- 4 申請要件
 - (1) 地方自治法の入札参加についての欠格事項に該当しないこと。
 - (2) 営業に関し法律上必要とする資格を受けていること。
 - (3) 事業税、消費税及び東御市の市税その他東御市に納付すべき使用料、手数料等を完納していること。
 - (4) 入札参加を希望する建設工事の種類について、申請の日の直前2年間の各営業年度に完成工事高があること。
 - (5) 基準日は平成22年12月1日とする。
- 5 提出方法
 - (1) 東御市に本店、支店、営業所を置く方は、提出時に書類確認をするため原則として持参してください。「建設業許可証明書」及び「経営事項審査結果通知書」又は「総合評定値通知書」は、原本を財政係窓口へお持ちください。その場で原本の写しをとります。
 - (2) 上記以外の方は、持参又は郵送で提出してください。※ 郵送の場合は、申請書類受領確認のための返信はがき等(あて先を記入し切手が貼付したもの)を同封してください。
- 6 提出部数 1部

7 提出書類

別紙 入札参加資格審査申請書 確認票のとおり（綴る順番は、確認表の番号順）

（市指定様式は、ホームページに掲載してあります。）

※希望業種に必ず○印をしてください。

（注）希望業種に○印がされていない場合は、登録審査の対象となりません。

（注）技術者名簿には恒常的な雇用関係の者のみを記載してください。

技術者名簿に記載されていない技術者を主任（監理）技術者とはできません。

（注）地域貢献の実績及び 障害者雇用状況調書は、市内に本店、支店、営業所を登録希望する
場合に提出してください。

8 審査について

期限までに提出された書類について内容を審査し、入札参加資格を認定したものは東御市建設
工事等入札等参加資格者名簿に登録します。

ただし、認定されなかった場合は、平成23年3月31日までに文書で連絡します。

9 その他

- （1） 証明書等は、審査基準日から3か月以内（平成22年9月1日以降）のものを提出してください。
- （2） 市内業者で、平成23・24年度内で経営事項審査の有効期間が超過し、審査を更新した場合は、その時点で最新のものを財政係へ提出してください。なお、審査を更新しない場合は、東御市において発注する建設工事等で指名をしない場合があります。また、経営事項審査の総合評定値（P）は、当初提出されたものを2年間変更しないものとします。
- （3） 登録業者を対象に東御市の市税について、随時、納付状況を調査し、滞納者に対しては入札等の停止や登録の取消しをする場合があります。また、市税以外で市に支払うべきものに滞納がある場合や、国税や都道府県税等に滞納がある場合、又は法人組織の代表者が個人分の税金に滞納がある場合も、入札の停止等の対象となりますのでご承知ください。